

## 川西町第 11 次高齢者福祉計画及び第 10 期介護保険事業計画策定業務に関するプロポーザル実施要領

この要領は川西町が「川西町第 11 次高齢者福祉計画及び第 10 期介護保険事業計画」の事業者を公募型プロポーザル方式により選定し本業務の契約を行うための必要な手続き等について定めるものとする。

### 1 業務の目的

本業務は、川西町の現状と課題、町民の高齢者福祉や介護保険制度に関するニーズや意識、行動等の実態を的確に把握し、川西町総合計画や関連する既存計画等、高齢者福祉・介護保険制度を取り巻く時代の潮流や国や県の制度改正等との整合性を図るとともに、川西町が取り組むべき課題や高齢者福祉施策の方向性、地域包括ケアシステムの深化を念頭においた令和 9 年度から令和 11 年度を計画期間とする「川西町第 11 次高齢者福祉計画及び第 10 期介護保険事業計画」を策定することを目的とする。

### 2 業務概要

#### (1) 業務名

川西町第 11 次高齢者福祉計画及び第 10 期介護保険事業計画策定業務

#### (2) 業務内容

別紙仕様書のとおり

#### (3) 履行期間

契約締結日から令和 9 年 3 月 31 日まで

#### (4) 見積限度額

見積書を提出する際は、下記見積限度額を超えてはならない。

##### ① 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査、在宅介護実態調査

金 3,410,000 円（消費税及び地方消費税を含む）

##### ② 川西町第 11 次高齢者福祉計画及び第 10 期介護保険事業計画策定業務

金 4,675,000 円（消費税及び地方消費税を含む）

①+② 合計 金 8,085,000 円（消費税及び地方消費税を含む）

### 3 参加資格

次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

(1) 川西町入札参加資格者名簿に登録されていること。

(2) 本業務に関する十分な能力を有しており、次に掲げるいずれにも該当する者。

ア 近畿 2 府 4 県に本社または支店・営業所を有している者

イ 過去 6 年間に地方公共団体からの発注を受けたことがある者

- (3) 川西町入札参加資格停止措置要領による指名停止を受けていないこと。
- (4) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4に規定に該当しないこと。
- (5) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申し立てがなされている者でないこと。
- (6) 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申し立てがなされている者でないこと。
- (7) 川西町暴力団排除条例(平成23年条例17号)の規定に該当しないこと。

#### 4 参加表明書(様式1)の提出

- (1) 提出期限：**令和7年9月16日(火) 17時(必着)**
- (2) 提出場所：川西町長寿介護課
- (3) 提出方法：持参または郵送によること。(なお、郵送で提出する場合は、受取り日時及び配達されたことが証明できる方法としてください。)

#### 5 企画提案書の提出について

- (1) 提出期限：**令和7年9月26日(金) 17時(必着)**
- (2) 提出場所：川西町長寿介護課
- (3) 提出方法：持参または郵送によること。(なお、郵送で提出する場合は、受取り日時及び配達されたことが証明できる方法としてください。)
- (4) 企画提案書の作成上の留意点
  - ・ 1社1提案とする。
  - ・ 企画提案書はA4版(図表はA3版をA4版に折り込むことも可)とする。
  - ・ 全体の業務を統括する者として「主任技術者」を1名定めて記載すること。
  - ・ 類似業務は国又は地方公共団体において介護保険事業計画策定業務及び介護予防・日常生活圏域ニーズ調査に関連する業務とする。
  - ・ 主な類似業務の実績は、主任技術者が直接担当したものだけを記載すること。
  - ・ 契約後、主任技術者を変更する場合には、担当する業務に関する知識、経験、実績等が前任者と同等以上の者とし、その旨報告をすること。
  - ・ 本町に携わる者として、「担当技術者」を1名以上定めて記載すること。
  - ・ 業務実施体制に当たって、本業務に係る支社、支店及び営業所等、技術者の人的配置についても具体的に記載すること。
  - ・ 委託業務の実施スケジュールを仕様書に基づき記載すること。
  - ・ 必要に応じてスケジュールに作業の具体的な進め方を記載すること。
- (5) 提出書類の内容及び必要数
  - ①プロポーザル提案書送付書(様式4)・・・・・・・・・・・・・・ 1部
  - ②プロポーザル提案書(様式5)・・・・・・・・・・・・・・ 6部記載に際しては、プロポーザル提案書記入要領を参考にすること。
  - ③企画提案書(任意様式、業務工程がわかるものを含む)・・・ 6部

(正1部、副5部)

④見積書及び見積内訳書(任意様式)・・・・・・・・・・・・・・ 1部

介護予防・日常生活圏域ニーズ調査・在宅介護実態調査と計画策定業務の二つに分けて作成し、業務内容及び人件費等の積算内訳がわかるようすること。

※なお、期限までに提出のない場合は選定業者としての参加を辞退したものとみなす。

## 6 質問書の受付

本実施要領の内容及び仕様書について質問がある場合は、質問書(様式2)に質問事項記載のうえ、ファックスにより提出すること。併せて、送信の旨を必ず電話をすること。なお、電話や口頭による質問は受け付けない。

(1) 受付期限: **令和7年9月8日(月)**

なお、受付は17時00分までとする。

(2) 宛 先: 川西町長寿介護課

(3) 提出方法: ファックス

ファックス番号 0745-44-4780

電話番号 0745-44-2635(直通)

## 7 質問書の回答

(1) 質問に対する回答は、回答書(様式3)により事業者全員にファックスで回答する。

(2) 回答期限: **令和7年9月11日(木)**

(3) その他

- ・同趣旨の質問が複数あった場合は、まとめて回答する。
- ・事業者選定に関する質問については回答しない。また、質問書提出期限後の回答については、仕様書の誤りなど本町に責があるものの訂正を除いて、一切回答しない。
- ・質問に関する回答は各要領や仕様書の追加又は修正とみなす。

## 8 事業者の選定方法等

受託者の選定に当たっては当町職員で構成する選定委員会を設置し、選定委員会において、提出された書類審査等を実施し、企画提案内容を厳正かつ公平に審査を行う。選定は総合評価方式を採用し、選定委員個別の評価点数を積み上げて決定する。なお、審査基準については、事前の選定委員会において決定する。

(1) 選定の方法

総合評価方式により受託者を選定する。

(2) 選定委員会

選定委員は、副町長、住民保険課担当理事、福祉こども課長、地域包括支援センター長、長寿介護課長とする。

(3) 委託契約候補者の選定

審査の結果、最高得点を獲得した事業者を本業務に適した委託契約候補者として選定する。

(4) 審査結果の通知

委託契約候補者を選定次第、審査結果（様式 6、7）について参加者全員に通知する。

(5) その他

この手続きに参加した者が、地方自治法施行令第 167 条の 4 第 1 項又は 2 項に規定する者に該当することとなった場合、又は川西町から各種計画策定の委託契約に係る指名停止を受けることとなった場合は、その者とは契約の締結を行わない。なお、この場合は次点のものを策定候補者とする。

ヒアリングは、必要に応じて実施する。それぞれの日時については追って個別にファックスにて通知する。

9 審査項目について

審査項目	配点/100
① 事業者の概要、業務実績等 事業者の経営状況等が本件委託業務を行うにあたって適当か。	5
② 業務実績が本業務に有効に活かされるか。	5
③ 業務の実施体制 業務実施にあたって十分な人員配置及び組織体制が提案されているか。	5
④ 基本的な考え方 国や高齢福祉施策等への理解や他自治体の特色ある施策等についての理解があるか。最新の情報に精通しており柔軟な対応ができるか。	10
⑤ 策定スケジュール 調査票の作成から計画書等の作成までのスケジュールは適正か。	10
⑥ 基礎資料等の作成 本町の特性を把握した提案内容で、実現性があるか。	10
⑦ 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査、在宅介護実態調査 実施方法及び分析方法の提案は的確か。	10
⑧ 計画策定 計画策定に関するポイント等、わかりやすい構成提案がされているか。	10
⑨ 会議等への支援体制について 策定委員会について、効果的な会議運営支援の提案がされているか。	10
⑩ 見積金額（業者提示金額により事務局にて配点）	10

その他評価できる点について	
①事務の実施手順や手法は適切か。	5
②資料及び説明が平易で論理的かつ説得力があるか。	5
③個人情報の取扱いは的確か（プライバシーマーク等の認証含む）	5

## 10 失格条項等

次のいずれかに該当する場合には当該参加者を失格とし、そのプロポーザル提案は無効とする。

- (1) 定められた提出方法、提出期限などの条件に適合しないもの
- (2) 記載された事項が提出条件に適合しないもの
- (3) 記載を求められた事項の全部又は一部が記載されていないもの
- (4) 虚偽の内容が記載されているもの
- (5) 見積限度額を超える見積金額で提案されたもの
- (6) この要領及び提出要請書に定められた以外の手法により、審査員、又は関係者にプロポーザルに対する援助を直接的、間接的に求めた場合

## 11 その他

- (1) 提出された参加表明書及び企画提案書等は、一切返却しないものとする。
- (2) 参加表明書及び提案書等の提出後は、記載された内容の変更は認めない。
- (3) プロポーザルの参加、資料作成及び提出のための費用は、企画提案者の負担とする。
- (4) 提出された参加表明書及び企画提案書等は、選定を行う作業に必要な範囲内において複製することがある。
- (5) 本業務の手続きにおいて知り得た情報を第三者に漏らしてはならない。
- (6) 本業務の受託事業者は、業務の全部又は主要部分を第三者に再委託することはできない。業務の一部（主要部分を除く）を第三者に再委託する場合は事前に再委託する業務及び再委託先等を本町に書面で提出し、承認を受けること。  
なお、第三者に再委託する場合は、その最終的な責任を受託事業者が負うこと。

## 12 業者選定スケジュール（内容と期間等）

- ・実施要領・仕様書の公表 令和7年9月2日（火）
- ・質問書の提出期限 令和7年9月8日（月）
- ・質問書の回答期限 令和7年9月11日（木）
- ・参加表明書提出期限 令和7年9月16日（火）
- ・企画提案書等提出期限 令和7年9月26日（金）
- ・書類審査 令和7年9月下旬～10月上旬
- ・候補者の決定、結果通知 令和7年10月上旬から10月中旬
- ・契約締結 令和7年10月中旬